

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

長崎テクノ株式会社 高知県高知市若松町1705

2 指名停止の期間

平成30年1月26日 ～ 平成30年3月8日 (6週間)

3 指名停止の理由

長崎テクノ株式会社は、高知県発注工事(H27道改(特定)第10-103-14号県道興津窪川線道路改良工事)において下請施工があったにもかかわらず、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳等を作成していなかったことが、建設業法に違反するとして、高知県知事より7日間の営業停止処分を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課(2階) TEL 088-821-2060